

平成 27 年度事業計画書

【公益事業】

1. 青少年を対象とする学校講道館の運営

各種学校に認定されている学校講道館で、生徒の技能、習熟度合いに応じて柔道を技術面と態度面から指導する。技術に関する内容は、基本動作、対人技能、試合と段階的に進める。態度に関する内容は、特に礼法や相手を尊重する態度、公正な態度、健康・安全に関する態度及び柔道の持つ伝統的な行動の仕方などを重視して講師が指導に当たる。

(1) 普通科

柔道の初心者を対象にした科。柔道の基礎的な実技と理論について指導する。

(2) 特修科

普通科を終了した者、あるいはそれと同等の力量を有する者を対象とした科。柔道の一般的な実技と理論について指導する。

(3) 国際科

外国人で柔道の指導を受けたい者を対象とした科。その実技と理論を基礎的な過程から専門的な過程へと段階的に指導する。

(4) 補修科

特修科を終了した者、あるいはそれと同等の力量（初段以上の経験者）をもつ者を対象とした科。自己研修（研究・乱取）を中心とし、専門的な技術指導、技の解説等をより高い程度まで指導する。

(5) 研修科

参段以上の者、あるいはそれと同等の力量をもつ者を対象とした科。柔道の高度な専門的技術、理論について指導する。

2. 講道館道場における柔道の指導教授

- (1) 講道館道場における修行者の適切な指導のため、延べ150名を超す指導員・講師を配置して柔道の指導教授を行う。指導に当たっては、柔道技術面だけにとどまることなく、礼法や相手を尊重する態度、公正な態度、柔道の持つ伝統的な行動の仕方等を重視して修行者の指導に当たる。
- (2) 道場指導員、学校講道館講師及び柔道高段者を対象に、資質の向上と自己研鑽に資する目的で、研修会を実施する。
- (3) 修行者の心身鍛錬のため、真夏の暑中稽古及び真冬の寒稽古を実施する。
- (4) 自己の上達度合いを確認し修行の励みとするため、紅白試合及び月次試合を行う。

3. 学校等の柔道指導者による青少年の健全な育成に関する協議会の開催

学校の柔道指導者を対象に協議会等を開催し、柔道の教育的、体育的、精神的な面から、柔道を通して次代を担う青少年の健全な育成を図る方策等について意見交換し研鑽を積む。例えば、日本中学校体育連盟柔道競技部の全国（47都道府県）委員長を対象として、「講道館中学校指導者講習会」を開催し、意見交換を実施する。

4. 柔道による青少年の健全育成に関する実践報告会及び研究会の開催

- (1) 青少年の柔道普及を目的とした少年部錬成発表会（日頃の練習の成果の披露や高段者による「形」の演技等）を実施する。

- (2) 全日本柔道少年団都道府県代表者会議の場を利用して、児童の健全育成方法、問題点説明等についての報告・研究会を開催する。その結果は各代表者が持ち帰って各県の少年団の活動を通じて一般に還元する。

5. 柔道による青少年の健全な育成に関する国内外諸団体との連絡資料交換及び交流

柔道に関わる国内外の諸団体と、柔道技術、精神、安全対策などについて意見交換を行う。例えば、講道館段位推薦委託団体（110団体）の会長会議を開催し、各地の青少年の柔道普及振興の為の具体策などについて意見交換を行う。

6. 柔道に関する講習会の開催

- (1) 指導者の資質の向上、修行者の基礎の確立を目的とした柔道に関する「夏期講習会」を開催する。
- (2) 正しい柔道の普及発展を図るため、講道館の経費負担で、講道館からの講師派遣による「講道館講習会」を実施する。例えば、地方の要請に応じ「技術指導」等の講習会を行う。
- (3) 柔道の「形」の指導・普及のため、全国10地区で「講道館形講習会」を開き、講師を派遣する。
- (4) 海外における正しい柔道の「形」の指導・普及のため、外国で「講道館形講習会」を開き、講師を派遣する。
- (5) 柔道を通じた青少年の健全育成を目的として「講道館青少年育成講習会」を、講道館からの講師派遣により実施する。

7. 柔道指導者の養成及び海外派遣並びに外国人柔道指導者等の受入れ

- (1) 各国柔道連盟の招聘等による柔道指導者の海外派遣や、海外からの直接あるいは我が国外務省の招聘等による外国人指導者・修行者等の受入れを実施し、柔道に関わる技術・理論を幅広く指導して日本文化としての柔道を紹介する。
- (2) 独立行政法人国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊から海外に派遣される柔道隊員候補生に対して、柔道を通しての国際協力（柔道指導）を行う上での指導者としての資質向上を図るため、柔道に関わる総合的な事項を指導する。
- (3) 海外の青少年修行者グループを講道館に招聘して「ユース教育キャンプ」を開催し、正しい柔道の普及振興を図るとともに、次世代のリーダーを育成する。

8. 柔道に関する調査研究

- (1) 大学の体育の教授その他の専門家により「講道館柔道科学研究会」を常設し、柔道の原理的、歴史的、心理的等の研究を行う。
- (2) 専門家等により「講道館技研究部」を常設し、柔道の投技、固技、当身技及び各種の形に関する研究会を開催する。
- (3) 必要に応じ例えば「後世に残すべき技を記録したDVDの作成」等を実施する。

9. 柔道に関する図書、雑誌等の編集発行

柔道の普及振興を目的として柔道に関する図書、雑誌等を編集発行する。講道館機関誌である月刊「柔道」を毎月編集発行する。

10. 柔道に関する文献資料の収集保存及び展示

講道館に柔道関係の資料館及び図書館を常設し、原則として寄贈により資料を収集して、専門員を配置し一般に展示・閲覧提供する。

- (1) 資料館では、資料の収集促進と目録作成、展示・保存環境の向上（清掃・点検等）、利用者への対応等を行う。
- (2) 図書館では、国内外の柔道に関する文献、AV資料、大会プログラム、逐次刊行物等の収集保存と閲覧提供、質問者やメディアへの対応を行う。

11. 柔道の国際大会及び国内大会の開催

柔道修行者が日頃の鍛錬の成果を発揮し一層の技術向上を図るため、またトップレベルの競技会開催により柔道の普及振興を図るため、各種大会を開催する。

例えば、皇后杯全日本女子柔道選手権大会、全国柔道高段者大会、全日本柔道選手権大会、全国少年柔道大会、全日本柔道「形」競技大会等を開催する。

12. 柔道の段位認定

柔道修行の励みとし修行者のレベル向上に資するため、段位の認定をする。段位は柔道を指導教授する際や、各種大会等で競技を行う際の基準ともなるものであり、柔道の普及振興に必要欠くべからざるものである。直接講道館での申請及び各地区にある段位推薦委託団体からの申請に基づき、講道館で審議し段位を認定する。講道館入門者には館員証、昇段登録者には昇段証書を発行する。

13. 柔道の合宿、講習会、大会等参加者のための宿泊・休憩施設の提供

講道館で柔道の合宿、講習会、大会等が行われる場合、参加者及び指導者・運営役員等に対して宿泊や休憩のための施設を安価に提供する。一度の利用人数が数名から数十名と多く、また利用期間が数日から数週間と長期に亘ることもあり、宿泊・休憩施設が道場や会場と隣接していることで効率的・効果的な活動ができる。かつ健康面、安全面でも安心で、また生活指導の面でも有益である。

【収益事業】

14. 物品販売

柔道関係の書籍・ビデオ・DVD、柔道グッズ等の雑貨、カレンダー等の刊行物等を販売する。また、登録商標の使用許諾料収入等も得る。

15. 貸室・駐車場賃貸等事業

講道館が所有する不動産の一部を店舗、病院、事務所、駐車場等として賃貸する。また、自動販売機等のサービスを有料で提供する。